

用語解説

用語解説

あ行

[移動円滑化基準]

交通バリアフリー法施行に伴い主務政省令で定められた、旅客施設、車両、道路、信号機等に関する基準。

[移動円滑化ガイドライン]

移動円滑化基準に基づきよりわかりやすく、また望ましい基準を示したもの。「道路の移動円滑化整備ガイドライン」と「公共交通機関旅客施設の移動円滑化整備ガイドライン」の2つがある。

[エスコートゾーン（視覚障害者用横断帯）]

視覚障害者用横断帯といわれ、横断歩道の中央部に視覚障害者が認知できる突起を設け、横断歩道内を安全にまっすぐ進めるようにするもの。

[S T S（スペシャル・トランスポート・サービス）]

S T Sとは、Special Transport Service の略。地域で生活する高齢者・障害者等の移動手段として、利用者の住居近くから目的地までの送迎サービスを提供するもの。主に身体的状態の制約により、バスや鉄道などを利用することのできない人や利用困難な人を対象としている。

か行

[交通バリアフリー法]

「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」（平成12年11月15日制定）。公共交通機関のバリアフリー化と、市町村が定める移動円滑化の基本構想を大きな枠組みとなる。

[高齢化率]

総人口に対する65歳以上の人口の割合。

[コミュニティバス]

大型の路線バスとは異なり、駅から遠く、バス路線から外れている交通不便地域や道路が狭い地域に小型バスを走らせ、気軽に利用できるようにするもの。浦安市では「おさんぼバス」が運行している。

さ行

[視覚障害者用横断帯]

「エスコートゾーン」参照。

[視覚障害者誘導用ブロック]

視覚障害者を誘導するために床面や路面等に敷設される、棒状、点状の突起をもった

床材等のこと。

[J I S 規格]

日本工業規格。各製品の工業製品や品質の試験・測定方法などに一定以上の基準を作成したもの。全国で規格統一が図られていなかった視覚障害者誘導用ブロックが、平成 13 年 9 月に制定された。

[シビックセンター地区]

市役所等の公共施設群が集中立地する地区。浦安市役所周辺をシビックセンター地区と呼んでいる。

[重点整備地区]

交通バリアフリー法に基づく基本構想に定める地区。特定旅客施設を中心とし、重点的かつ一体的整備が必要な地区として市町村が定めるもの。

[スペシャル・トランスポート・サービス]

「STS」参照。

[スムース横断歩道]

マウントアップ形式の歩道の場合、交差点部で進行方向の勾配がついてしまうため、それを解消するために車道をあげて歩道を連続させた形式の歩道。

[ソフト]

人、システム、制度など主に運用に関するもの。それに対しハードとは道路や建築物、設備など主に施設に関するもの。

た行

[対象目的施設]

特定旅客施設との間の移動が通常徒歩で行われ、かつ、高齢者、身体障害者等が日常生活又は社会生活において利用すると認められる官公庁施設、福祉施設その他の施設

[千葉県福祉のまちづくり条例]

高齢者、障害者等が安心して生活し、自らの意思で自由に行動し、及び平等に参加することができる社会を構築するために行われる福祉のまちづくりに関し、県、市町村、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、福祉のまちづくりのための施策及び高齢者、障害者等が安全かつ快適に利用できる施設等の整備について必要な事項を定めることにより、福祉のまちづくりの総合的な推進を図り、もって県民の福祉の増進に資することを目的とする千葉県が定めた条例。平成 8 年制定。

[透水性舗装]

雨水等を地下に円滑に浸透させることができる舗装構造。透水性舗装により、排水勾配に必要な横方向の勾配を緩和できる。

[特定経路]

特定旅客施設と「特定旅客施設との間の移動が通常徒歩で行われ、かつ、高齢者、身

体障害者等が日常生活又は社会生活において利用すると認められる官公庁施設、福祉施設その他の施設」との間の経路

[特定事業計画]

交通バリアフリー法に基づく基本構想に記載された特定事業（バリアフリー化に関する事業）に関し、関係する事業者が作成する計画。公共交通事業者が作成する公共交通特定事業計画、道路管理者が作成する道路特定事業計画、公安委員会が作成する交通安全特定事業がある。

[特定旅客施設]

1日あたりの平均的な利用者数が5,000人以上であること、又は相当数の高齢者、身体障害者等の利用が見込まれることなどの要件に該当する旅客施設。

な行

[ノーマライゼーション]

障害者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそノーマルな社会であるとの考え方。

[ノンステップバス]

低床型のバス的一种で、車両内で階段がなく、スムーズな乗降が可能なバス。車いす使用者の乗降の際は、スロープ板等を出す。後方座席へは行く途中に数段の階段がある。

は行

[ハートビル法]

「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」（平成6年）。一定規模の病院、劇場、百貨店、公共施設等の建築物について、バリアフリー化の努力義務を課したもの。改正ハートビル法（平成15年4月1日施行）では、一定条件の特別特定建築物の新設もしくは大規模な改良の場合は、バリアフリー化が義務づけられる。

[ハード]

ハードとは道路や建築物、設備など主に施設に関するもの。それに対しソフトとは人、システム、制度など主に運用に関するもの。

[バリアフリー]

障害のある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味で、もともと住宅建築用語で登場し、段差等の物理的障壁の除去をいうことが多いが、寄り広く障害者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的な全ての障壁の除去という意味でも用いられる。

ま行

や行

[ユニバーサルデザイン]

バリアフリーは、障害によりもたらされるバリア（障壁）に対処するとの考え方であるのに対し、ユニバーサルデザインはあらかじめ、障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。

ら行

わ行